



災害時におけるし尿収集運搬に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）と株式会社町田清掃社（以下「乙」という。）は、「し尿の収集及び運搬業務委託仕様書」第4の規定に基づき、「町田市地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬（以下「し尿処理」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合において、甲が行う災害応急対策に対して乙が積極的に協力することでし尿処理を円滑に遂行し、災害時の良好な衛生環境を確保することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に避難施設等に設置した仮設トイレ等において、し尿処理が必要であると認めた場合、乙に対してし尿処理を要請することができる。

（要請手続等）

第3条 甲は、前条の規定により乙に対してし尿処理を要請する場合は、書面により行う。ただし、緊急等やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により要請し、事後において速やかに書面を送付する。
2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、所有する車両及び資機材を活用し、し尿処理を実施するものとする。

（収集場所及び搬入先）

第4条 甲は、乙に対してし尿の収集場所及び搬入先を指示し、並びに被災状況等の情報提供を行うことにより、し尿処理に際して作業に支障がないよう配慮するものとする。

（自主的活動）

第5条 乙は、災害時に甲からの協力要請がない場合においても、し尿処理について必要があると判断したときは、自主的に活動することができる。

（活動報告）

第6条 乙は、第3条又は前条の規定によりし尿処理を行った場合は、事後速やかに書面により甲に報告する。

（活動に伴う費用負担）

第7条 この協定により乙が行った活動に係る費用については、甲が負担する。
2 前項に規定する費用は、前条の規定による報告に基づき、甲乙協議の上、決定する。

（請求及び支払）

第8条 乙は、前条に規定する費用を、書面により甲に請求する。
2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認の上、速やかに乙に対し当該費用を支払う。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は必要に応じ連携して、災害時を想定した避難施設等に設置した仮設トイレ等からのし尿処理の対策を協議しておくものとする。

（細目）

第10条 この協定を実施するために必要な事項は、別に細目を定める。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定める。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。
2 前項に規定する有効期間の満了日の3か月前までに、甲乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長し、以後この例による。
3 甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、双方の協議をもって協定の内容を改定することができる。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2013年12月18日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号
町田市長 石坂丈一



乙 東京都町田市木曾東二丁目6番18号
株式会社町田清掃社
代表取締役 菅原久仁夫



複写無効